

第7回 総会議事録

1 開催の日時 令和3年1月28日(木)午後2時00分～午後3時05分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟3階 第1常任委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第45号 非農地確認について

議 第46号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第47号 松江市農業振興地域整備計画の変更について

議 第48号 所有者を確知できない農地について

議 第49号 農地、非農地の判断(非農地通知の発出)の訂正

報告第13号 会長専決処分の報告

報告第14号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(18名) 欠席委員(1名)

| | | |
|----------------------|----------------|----------------|
| 1番 石倉 由美子 (出) | 2番 足立 裕子 (出) | 3番 勝田 達雄 (出) |
| 4番 宮廻 彰夫 (出) | 5番 渡部 文明 (出) | 6番 吉岡 幸雄 (出) |
| 7番 角田 正紀 (出) | 8番 古藤 一郎 (出) | 9番 岸本 定朝 (出) |
| 10番 角 智則 (出) | 11番 青砥 芳美 (出) | 12番 磯部 美津子 (出) |
| 13番 吉岡 雅裕 (出) | 14番 松本 喜次 (出) | 15番 永江 りえ (出) |
| <u>16番 矢野 秀行 (欠)</u> | 17番 富士本 数彦 (出) | 18番 高橋 裕典 (出) |
| 19番 三島 進 (出) | | |

5 事務局職員出席者

農業委員会

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 事務局長 | 大谷 敦夫 | 農地係主任主事 | 山田 真之 |
| 農地係長 | 野津 慎一 | 農地係主事 | 伊藤 謙 |
| 農地係主幹 | 森田 稔 | 農業企画係長 | 平塚 和男 |
| 農地係副主任 | 高尾 祥和 | 農業企画係主事 | 村田 優斗 |

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第7回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、16番委員から提出されています。委員定数19名のうち、18名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。13番委員、14番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の森田主幹と山田主任主事をお願いします。それでは、議事に入ります。

議第42号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議第42号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件3筆で、所有権移転案件が3件です。

それでは、46番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町佐陀宮内の田1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受け人の世帯は、トラクター、耕うん機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、47番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町白石の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした利用が見込めるためです。受け人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、48番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町白石の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、耕うん機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくご願ひいたします。

議長
3番委員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長

これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第42号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第42号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第43号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程し

| | | |
|-----------------------|-------------|--|
| 議 事 | 長 務 局 | <p>ます。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議第43号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>初めに4条24番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、敷地拡張です。転用面積は294㎡、所要面積も同様の294㎡です。事業計画ですが、申請地を昭和56年頃から自宅敷地として整備し使用していたものです。なお、今回の案件は、申請者が他の土地で開発事業をされており、その事業資金の融資を受ける際にこの申請地を担保に入れるために地目を変更する必要があり申請があったものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に4条25番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが農用地区域です。転用目的は、営農型太陽光発電設備です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は912㎡の内0.38㎡、所要面積も同様の0.38㎡です。この面積は太陽光パネルの支柱の面積になります。事業計画ですが、営農型太陽光発電設備の一時転用の更新案件として平成30年2月27日に許可を受けたものの再度の更新となるものです。パネル下部では千両を栽培されており、営農も適切に行われております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件はいずれも農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議 3 番 委 員 | 長 | <p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。</p> |
| 議 | 長 | <p>これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p> |
| 議 | 長 | <p>ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>議第43号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第43号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> |
| 議 | 長 | <p>ご異議なしということですので、議第43号は、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に議第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | 局 | <p>議第44号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>初めに、5条82番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西浜佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、過去に土地改良事業が実施されており第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は</p> |

138㎡、所要面積も同様の138㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地には、農業用倉庫が建築してありますが、この倉庫を撤去し不足している●●●の駐車場とするものです。本案件は、申請地を個人名義から自治会名義に移すために申請があったものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条83番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西浜佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが令和2年12月25日付で用途変更済みです。転用目的は、農機具倉庫です。許可該当条項は農地法第4条第6項ただし書きで、農用地区域内農地を農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当します。転用面積は698㎡、所要面積も同様の698㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を昭和55年頃から地域の農業者の農業用倉庫として使用していたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条84番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西川津町の4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、共同住宅です。転用面積は784.39㎡、所要面積は、地図の斜線の農地以外も含めた821.33㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し共同住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条85番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町古浦の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、個人住宅の庭園用地です。転用面積は32㎡、所要面積も同様の32㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し隣接する自宅の庭園用地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

続きまして5条の86番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は住宅敷地拡張です。転用面積は113㎡、所要面積も同じく113㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、隣接する住宅とともに申請地を無償で取得し、家庭菜園等として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

続きまして5条の87番について説明いたします。譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工場及び事務所の設置です。転用面積は778㎡、所要面積も同じく778㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し自動車板金塗装業の

事務局 工場及び事務所として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

続きまして5条の88番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良事業が入っていることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は専用住宅の建築です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は403㎡、所要面積も同じく403㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、専用住宅を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の89番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町西来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は住宅及びバスケットコートです。転用面積は249㎡、所要面積は地図の斜線部分を含めた446.63㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、住宅敷地及びバスケットコートとして使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条90番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連坦もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが令和元年10月4日付で農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は283㎡、所要面積も同様の283㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件については、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 3番委員 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議長 3番委員 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長 長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 長 (なしの声)

議長 長 ないようでございますので、採決いたします。

議長 長 はじめに、番号82番及び88番以外は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。番号82番及び88番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議長 長 (異議なしの声)

議長 長 ご異議なしということですので、番号82番及び88番以外は、原案のとおり許可することに決めます。次に、番号82番及び88番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる案件でございます。番号82番及び88番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

議長 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、番号 82 番及び 88 番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。

次に、議第 45 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第 45 号、非農地確認についてご説明いたします。議案の 10 ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は 2 件 2 筆です。

それでは、15 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東持田町の市街化調整区域、農用地区域外の畑 1 筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道北山線と市道榎ヶ坪石野線の交点から北に約 10 m 進んだ地点に位置しております。現地確認した際の現地の状況ですが、12 月 25 日に申請者の立ち合いの下、藤原薫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、時期は不詳ですが耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し周囲も山林化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて、16 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、鹿島町片句の都市計画区域外、農用地区域外の畑 1 筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、主要地方道松江鹿島美保関線と市道片句深田線の交点から東に約 70 m 進んだ地点に位置しております。現地確認した際の現地の状況ですが、1 月 6 日に申請者代理人の立ち合いの下、新宮文雄農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、時期は不詳ですが耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し周囲も山林化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決します。議第 45 号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 45 号は原案のとおり確認することに決めます。

次に議第 46 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明に入る前に、議案の訂正をお願いいたします。議案 24 ページ、利 44 の案件ですが、議案送付後に申請者からご連絡があり、契約形態について、相對契約でなく中間管理機構転貸で利用権設定をしたいとの申し出がありました。よって、利 44 は欠番といたしますので、訂正をお願いいたします。それでは議第 46 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。

始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所 1 は、古江地区、田 2 筆の売買による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により売りたいとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は、議案に記載のとおりです。所 2 は、鹿島地

区、田1筆の贈与による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により贈与したいとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のため取得したいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。贈与のため、対価の支払いはありません。

つづいて農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。利1は生馬地区の更新案件です。利2は朝酌地区の新規案件です。利3と利4は本庄地区の新規案件です。利5と利6は大庭地区の新規案件です。利7から利13は竹矢地区の更新案件です。利14は忌部地区の新規案件です。利15から利25は鹿島地区の案件で、このうち利15と利25が新規の案件です。利26から利43は東出雲地区の案件で、このうち利26、利30から利43が新規の案件です。利44は欠番です。利45から利47は宍道地区の更新案件です。利48と利49は玉湯地区の案件で、このうち利48が新規の案件です。以上、今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田123, 717㎡、畑43, 623㎡、合計面積167, 340㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1は大野地区、機構転貸の新規案件です。転2から転4は古江地区、機構転貸の案件で、このうち転2と転3が新規の案件です。転5と転6は生馬地区、機構転貸の更新案件です。転7は朝酌地区、機構転貸の新規案件です。転8の一部と転9は竹矢地区、機構転貸の案件で、このうち転9が新規の案件です。転8の一部は東出雲地区、機構転貸の更新案件です。転10と転11は鹿島地区、機構転貸の新規案件です。転12から転18は東出雲地区、機構転貸の案件で、このうち転13から転18が新規の案件です。転19から転23は大野地区、機構転貸の新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田62, 041㎡、畑9, 356㎡、その他210㎡、合計面積71, 607㎡となります。なお、転19から転23の大野地区の案件は、大野地区の圃場整備の対象地区内の土地であり、転19は登記地目が「田」、転20から転23の登記地目は「雑種地」となっています。今回の圃場整備工事完了後は、転19及び転20の土地の一部は農業用施設として、転21から転23の土地は水田として利用することが見込まれています。機構関連事業を使って圃場整備事業を実施する際、地元負担をゼロにするためには、事業対象地の全てで中間管理権を設定することが要件となっているため、今回の総会でお諮りするものです。農業経営基盤強化促進法第4条第4項において、「農用地等」の定義として、「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地」と記載されているため、今回農用地利用集積計画に挙げ、お諮りいただくものです。なお、転19と転20の農業用施設用地部分は、工事完了後分筆される予定となっています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議

長

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議

長

ないようでございますので、採決いたします。議第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

長

ご異議なしということですので、議第46号は、原案のとおり決定することに決します。

次に議第47号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

松江農業振興地域整備計画の変更については、一般管理として年2回申出による個別の除外案件を受付け、半年に一度ご審議いただいているところでございます。この度の変更は、それらとは性質の異なるものでございまして、地域の動向等を踏まえて市が主体となっていく総合見直しでございます。前回は平成26年6月に総合見直しを実施しており、6年が経過しておりますので、基本的には前回の計画を継承しつつも、情勢の推移に合わせた見直しを予定しております。改定方法については松江市の事務局の方で原案を作成いたしまして、条例で設置の松江農業振興地域整備計画審議会において審議いただきながら進めております。委員数は15名で、農林業・商工団体等の代表者、農業従事者、学識経験者、一般公募委員の方々にご参加いただいております。農業委員会からも三島会長をはじめ合計5名の農業委員さんにもお出かけいただいております。今回の総合見直しに係る基本的な改定方針については、昨年7月に開催した「令和2年度第1回松江農業振興地域整備計画審議会」でご了承をいただいた内容を反映しております。

それではまず、「松江農業振興地域整備計画変更理由書（案）」とある資料をご覧ください。めくっていただきまして1ページ目はこの度の総合見直しを行うにあたっての基本的な考え方を記載しております。前回の見直しから一定期間の期間が経過しておりますので、農用地区域についても実態に合わせた変更をするものでございます。2ページ目にはこの度の変更の概要を記載しております。都市計画の見直しにより419a、集落に介在する小規模な農用地が180a、その他の理由で6,778a、がこの度の除外対象でございます。つづいて3ページの農用地利用計画変更総括表は、今回の計画変更によって、農用地区域の面積がどのように変化するかを一覧にしたものです。従来はha単位での表記でしたが、それでは詳細な数値の計上が難しいことから、a単位での表記に改めております。4ページ目の変更土地調書はこの度除外される事となる土地についての情報をまとめたものでございます。

まず、都市計画の見直しによる除外について、別紙の地図1とある資料を添付しておりますのでそちらと合わせてご覧いただきたいとおもいます。地図1に赤色でお示しておりますのが、除外対象である乃白町の農用地合計419aでございます。こちらの農地は今年度中に市街化区域への編入が予定されておまして、市街化区域の土地は農業振興地域に指定できないと条文に記載がございますので、除外はやむを得ないものでございます。

続いて布志名、湯町、林の集落介在農用地等の除外地については、地図2のA3の資料でお示しております。地区ごとに分け3枚資料がございまして、それぞれに黄緑色で示しております農地、合計180aが除外対象でございます。玉湯町においては、今年度の初めに市街化調整区域の緩和制度が導入されるなど、定住確保を促進する動きがございます。引き続き優良農地の確保を図りつつ、集落内に介在する小規模で土地改良事業も行われていないような農地は、この度除外するものでございます。こちらの除外地の選定要件につきましては、集落内に介在する集団性に欠ける農地であること、土地改良事業のなされていない農地であること、接道条件などが宅地用地として適していること、災害危険区域に含まれていないことであり、これらすべての要件を満たす農地を除外対象としています。

続いて、変更理由その他となっております、意宇町の除外地につきましては、地図3に赤色でお示しております。面積129aのこちらの土地は登記、現況ともに雑種地でございますが、以前、堆肥場を整備する計画があったため農業用施設用地として

事務局

農用地区域に指定されておりました。しかし、水源確保や悪臭等の問題があったため、計画は取りやめとなっており、今後とも農業用の施設として用いる見込みが無い場合除外するものです。

続いて、変更理由その他、除外地は松江市全域と記載しております。こちらの案件については、地図をご用意いたしておりませんが、現在農用地として指定されている土地の中で、農業委員会にて非農地判断を受けた土地について農用地区域から除外するものでございます。今回は令和元年11月末を基準日として集計を行っておりまして、合計6,649aの非農地判断済みの土地が除外される事となります。変更理由書の説明は以上でございます。

つづきまして、「松江市農業振興地域整備計画書（案）」とある資料をご覧ください。当計画は農用地区域を指定するものという認識が強いかと思っておりますが、その農用地区域を定めるために必要な情報をまとめたものがこちらの資料でございます。ページをめくっていただきますと目次がございます。詳しい内容は時間の都合上割愛させていただきますが、第1では農用地区域の指定に係る考え方、第2から第8まではガイドラインに記載する内容が定められておりまして、農用地区域に指定する土地で今後計画的に実施する予定の事業等を盛り込んでおります。第9の付図については計画書の内容を図示したものでございまして、本書の最後に添付しております。記載内容については別紙の新旧対照表を用いてご説明いたします。右側には平成26年に改定いたしました現行の計画。左側にはこの度の改正案を記載しておりまして、変更点については、赤字で示しております。基本的には前回の計画をベースに実施済み事業や実施予定事業の加除や数値の更新等を行ったものでございます。いくつか主だった変更点をご説明いたしますと、1ページから12ページまでは、農用地利用計画といたしまして、市内をいくつかのブロックに区分し、それぞれブロック別に農業上の土地利用の現況と方向性を記載しております。例えば4ページに記載しております、湖東ブロックでは、圃場整備を進めている新庄地区について、新たに農業法人を設立し、高収益作物であるタマネギ生産に取り組む内容を盛り込んでおります。次に、14ページには、農業生産基盤の整備開発計画について、圃場整備等の計画状況を記載しておりまして、特に湖北地区においては、多くの整備事業が計画されております。17ページから21ページには令和2年度から始まった第5期の中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の取組状況を記載しておりまして、現行の計画では組織数のみの記載でしたが、この度は各組織の対象面積等を詳細に記載しております。駆け足でございましたが、計画書に関する説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、今回の農業委員会総会をはじめ、関係諸機関、団体から意見を伺いまして、2月3日開催の「令和2年度第2回松江市農業振興地域整備計画審議会」にお諮りさせていただきます。該当の委員さんにつきましては、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。関係機関や審議会からいただいたご意見を反映させたいと、島根県知事の同意を求めての協議、公告縦覧等の手続きを行って令和3年6月に決定告示したいと考えております。以上、計画の総合見直しにつきまして、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

議

長

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議

長

ないようでございますので、採決いたします。

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 議第47号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) |
| 議 | 長 | ご異議なしということですので、議第47号は原案のとおり同意することに決めます。 |
| 事 | 務 | 次に議第48号「所有者等を確知できない農地について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。 |
| 局 | 局 | それでは、議第48号「所有者等を確知できない農地について」を説明いたします。 本案件は令和2年実施の利用状況調査において、新規の1号遊休農地と判断されたため、農地台帳上の所有者に利用意向調査を実施したところ、宛所なしで書類が返ってきました。そこで農地法第32条第2項及び第3項に基づく所有者等の探索を行ったところ登記名義人とその配偶者とその子がすでに死亡しており、所有者等不明農地であることが判明しました。そこで、法第32条第3項に基づき、所有者等を確知できない旨を告示します。告示は、市の掲示板に掲載するとともに、市のホームページにも掲載します。これらの農地の所有者等は、告示の日から起算して6ヶ月以内に申し出書及びその農地についての権限を証する書面を農業委員会事務局に提出していただきます。この申し出の結果、その農地の所有者等で知っているものの持分が2分の1を超えるときに限り、その農地の所有者等で知っているものに対し利用意向調査を実施することになります。その後、利用意向があった場合は、当該農地の活用が可能になります。また、申し出されなかった農地については、当該農地の耕作希望者があった場合、農地法第41条に基づき知事が裁定を行うことで農地中間管理権の設定が可能となり当該農地の活用が可能となります。説明は以上です。 |
| 議 | 長 | 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声) |
| 議 | 長 | ないようでございますので、採決いたします。議第48号は原案のとおり告示することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) |
| 議 | 長 | ご異議なしということですので、議第48号は、原案のとおり告示することに決めます。 |
| 事 | 務 | 次に、議第49号「農地、非農地の判断（非農地通知の発出）の訂正について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。 |
| 局 | 局 | それでは、議第49号「農地、非農地の判断（非農地通知）の訂正」を説明します。 本案件は、平成29年10月27日開催の第4回農業委員会総会に上程し、議決いただいたため、令和2年3月16日に非農地通知を発出しました。ですが、通知後に農地の所有者から当該地は耕作をしているという旨の連絡があり、事務局職員で現地調査を行ったところ、農地性があると確認できたため、地元の農業委員と協議したうえで、今回議案の訂正ということで上程をいたしました。本総会で議決後は、所有者にその旨を連絡するとともに、すでに発出した非農地通知の回収を行います。以上で説明を終わります。 |
| 議 | 長 | はい、事務局からの説明が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声) |
| 議 | 長 | ないようでございますので、採決いたします。議第49号は原案のとおり訂正する |

議 長 ことにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第49号は原案のとおり訂正することに決ま
す。
次に、報告に入ります。報告第13号「会長専決処分の報告」、報告第14号「事務
局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
(報告)

議 長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。
以上で議事を終了しましたので、第7回松江市農業委員会総会を閉会いたします。